

令和5年度 岡山県立津山工業高等学校 PTA総会資料



令和5年度 岡山県立津山工業高等学校PTA総会

- 1 期 日 令和5年5月20日(土)
- 2 場 所 岡山県立津山工業高等学校 新体育館
- 3 日 程 9:30 ~ 10:00 PTA総会受付 (1号館3F 大会議室)
10:00 ~ 11:15 PTA総会 (1号館3F 大会議室)

4 総会次第

- (1) 開会あいさつ (会長)
- (2) 校長あいさつ
- (3) 議事
 - 1) 議長選出
 - 2) 令和4年度PTA事業報告について
 - 3) 令和4年度PTA会計及び教育振興会計の決算報告について
 - 4) 令和4年度PTA会計及び教育振興会計の監査報告について
 - 5) 令和5年度PTA役員改選について
 - 6) 令和5年度PTA事業計画案について
 - 7) 災害時における非常食の扱いについて
 - 8) 令和5年度PTA会計及び教育振興会計の予算案について
 - 9) その他
- (4) その他報告事項
 - 1) 令和5年度学校経営計画について
 - 2) 交通安全教育の徹底等について
 - 3) ヘルメット努力義務化について
 - 4) 冷暖房費, 進路指導費, 部活動推進費の決算・予算について
 - 5) 出席停止について
 - 6) 日本スポーツ振興センターへの加入について
 - 7) 全国高P連 賠償責任補償制度について
 - 8) 進路課より
 - 9) 令和5年度食堂運営について
 - 10) 総務課図書係より
 - 11) PTA会則
 - 12) その他
- (5) 閉会あいさつ (副会長)

令和4年度PTA事業報告

月 日	事 業 内 容	場 所	備 考
4月20日(水)	令和4年度会計監査	本校	
20日(水)	評議員会	本校	総会議案の審議
23日(土)	PTA総会、	本校	
5月30日(月)	美作地区高P連定期委員会		書面決議
6月23日(木)	岡山県高P連及び安全互助会 総会・研修会		書面決議 オンライン開催
23日(木)	新役員会	本校	各部会の年間計画等
	美作地区高等学校PTA役員 懇談会		中止
7月 5日(火)	広域特別補導 (補導部会、学校独自)	中央商店街 アルネ	
7月 9日(土)	広域特別補導 (補導部会、ごんごまつり)	吉井川河川敷	
15日(金)	PTA新聞第31号発行		
26日(火)	第64回中国・四国地区高等 学校PTA連合会大会	愛媛	会長参加
28日(木) 29日(金)	オープンスクール保護者相談会	本校	
8月25日(木)	第71回全国高等学校PTA連 合会大会	石川	オンライン開催
9月	第2回PTA評議員会	校内	中止
23日(金)	清掃奉仕活動	校内	中止
30日(金)	峰南祭体育の部	本校	一般公開(制限有)
10月13日(木)	広域特別補導 (補導部会、学校独自)	イオン津山	

11月10日(木) 11日(金)	峰南祭文化の部	本校	一般公開・模擬店中止
14日(月)	岡山県高等学校PTA指導者 研修会	ピュアリティ まきび	会長参加
11月29日(火)	令和4年度PTA会計監査	事務室	監事
12月1日(木)	総務部会	校内	PTA新聞編集等
2日(金)	広域特別補導 (補導部会、学校独自)	中央商店街 アルネ	
1月18日(水)	第40回幼・小・中・高PTA 連合会研修大会		会長参加
2月	第3回評議員会		中止
2月16日(木)	総務部会	本校	PTA新聞編集等
2月21日(火)	広域特別補導 (補導部会、学校独自)	イオン津山	
3月1日(水)	PTA新聞第32号発行	本校	

令和4年度 P T A 会 計 決 算 書

岡山県立津山工業高等学校PTA

【収 入】

(単位：円)

科 目	予 算 額	収入済額	差引増減	備 考
繰 越 金	1,568,918	1,568,918	0	前年度からの繰越
特別教育振興費	964,000	964,000	0	@4,000×241名(新入生)
会 費	5,013,600	5,001,600	△ 12,000	@7,200×672名(全員)+ 教職員会費184,800円－生徒異動等21,600円
実 験 実 習 費	3,225,600	3,211,200	△ 14,400	6専門科@4,800×672名(全員)－生徒異動等14,400円
雑 収 入	82	298	216	預金利息、図書室生徒コピー代
合 計	10,772,200	10,746,016	△ 26,184	

【支 出】

(単位：円)

科 目	当初予算額	流 用 額	予算現額	支出済額	残 額	備 考
(目)運 営 費	1,800,000		1,800,000	1,004,896	795,104	
(節)旅 費	350,000		350,000	114,719	235,281	PTA役員会、クラス費監査出席者等旅費
需 用 費	400,000	△ 80,000	320,000	159,170	160,830	PTA新聞印刷代、消耗品等
役 務 費	50,000		50,000	11,660	38,340	39メール年間利用料
負 担 金	300,000		300,000	185,240	114,760	全国PTA連合会負担金
会 議 費	50,000		50,000	10,956	39,044	会議用お茶代
慶 弔 費	200,000		200,000	0	200,000	香料・生花代
生徒指導費	450,000	80,000	530,000	523,151	6,849	生徒指導関係諸費
(目)教育後援費	5,730,000		5,730,000	5,507,509	222,491	
(節)旅 費	50,000		50,000	0	50,000	
需 用 費	650,000	10,000	660,000	658,071	1,929	行事用・授業用・管理用消耗品等
役 務 費	600,000		600,000	577,129	22,871	団体傷害保険、諸会費振分手数料等
負 担 金	430,000	△ 10,000	420,000	387,653	32,347	各種負担金
図 書 費	1,200,000		1,200,000	1,199,980	20	生徒用書籍・雑誌・図書関係消耗品等
保 健 衛 生 費	100,000		100,000	39,809	60,191	保健関係書籍、保健室用消耗品等
休 育 費	200,000		200,000	200,000	0	体育授業用教材・消耗品等
人 件 費	2,500,000		2,500,000	2,444,867	55,133	PTA職員等給与、社会保険料
(目)実験実習費	3,225,600		3,225,600	3,154,363	71,237	
(節)建 築 科 費	547,200		547,200	546,709	491	実験実習用諸費
土 木 科 費	504,000		504,000	497,682	6,318	〃
機 械 科 費	542,400		542,400	541,946	454	〃
工業化学科費	571,200		571,200	571,058	142	〃
デザイン科費	537,600		537,600	473,768	63,832	〃
ロボット電気科費	523,200		523,200	523,200	0	〃
(目)予 備 費	16,600		16,600	0	16,600	
(節)予 備 費	16,600		16,600	0	16,600	
合 計	10,772,200	0	10,772,200	9,666,768	1,105,432	

収 入	支 出	残 額(次年度へ繰越)
10,746,016	9,666,768	1,079,248

令和4年度 教育振興費決算書

「収入」

(単位 円)

科 目	予 算 額	収入決算額	増減(△)	摘 要
繰越金	1,244,581	1,244,581	0	前年度から繰越
教育振興費	2,016,000	2,007,000	△ 9,000	年額 3,000円×672名-生徒異動分9,000円
雑収入	19	14	△ 5	預金利息
合 計	3,260,600	3,251,595	△ 9,005	

「支出」

(単位 円)

科 目	予 算 額	移 用 額	予算現額	支出決算額	残 額	摘 要
教育振興費	3,260,600	0	3,260,600	1,706,643	1,553,957	峰南祭用単管足場 363,598円 Mac室コンピューター設定等 545,050円 真砂土 54,450円 粗大ごみ処分(吹奏楽等) 195,910円 その他 547,635円
合 計	3,260,600	0	3,260,600	1,706,643	1,553,957	

収入済額

3,251,595

—

支出済額

1,706,643

=

差引残額

1,544,952 (次年度へ繰越)

会計監査報告書

令和4年度下半期（10月～3月）岡山県立津山工業高等学校PTA会計、教育振興費会計について監査を実施した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和5年4月26日

監事 多木和美



監事 西村恵子



監事 水島志織



会計監査報告書

令和4年度上半期（4月～9月）岡山県立津山工業高等学校
PTA会計、教育振興費会計について監査を実施した結果、適
正に処理されていることを認めます。

令和4年11月29日

監事 西村 恵子



監事 水島 志織



監事 多木 和美



令和5年度 P T A役員改選について

会 長 _____ (_____) _____ 科 _____ 年 _____

副会長 _____ (_____) _____ 科 _____ 年 _____

副会長 _____ (_____) _____ 科 _____ 年 _____

副会長 _____ (_____) _____ 科 _____ 年 _____

監 事 _____ (_____) _____ 科 _____ 年 _____

監 事 _____ (_____) _____ 科 _____ 年 _____

監 事 _____ (_____) _____ 科 _____ 年 _____

令和5年度 P T A事業計画（案）

1. 会議の開催

- | | | |
|------------|-----|----------|
| (1) 総 | 会 | 5月20日(土) |
| (2) 新 | 役員会 | 調整中 |
| (3) 評 | 議員会 | 適宜 |
| (4) 部会、その他 | | 適宜 |

2. 事業計画

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| (1) 美作地区高等学校P T A連合会定期委員会 | 5月29日(月) |
| (2) 岡山県高等学校P T A連合会及び安全互助会役員会 | 6月 8日(木) |
| (3) 岡山県高等学校P T A連合会及び安全互助会総会 | 6月22日(木) |
| (4) 美作地区高等学校P T A役員懇談会 | 調 整 中 |
| (5) 第65回中国・四国地区高等学校P T A連合会大会（岡山大会） | 7月14日(金) |
| (6) 第72回全国高等学校P T A連合会大会（宮城大会） | 8月24日(木)
～25日(金) |
| (7) 岡山県高等学校P T A指導者研修会 | 11月24日(金) |
| (8) 第42回岡山県幼・少・中・高P T A連合会研修大会 | 1月26日(金) |
| (9) その他 | |

3. 教育活動の後援

- (1) 施設・設備の後援
施設・設備の整備、庭園の管理など
- (2) 教育振興の後援
授業、実習、図書、保健衛生など
- (3) 生徒指導の充実
峰南祭などの学校行事
- (4) その他

災害時における非常食の扱いについて(案)

1 非常食の準備

災害時において、自宅への帰省が困難となり学校での待機時間が長くなった場合の食料を備えておく。現在、購入済(2018年2月)の非常食は、保存期限となり適正に処分した。この度、新しい非常食を準備し災害時に備えたい。

2 非常食の購入

購入品(1人1セット:1000円程度)の選定。

令和5年度は全校生徒分の購入。

令和6年度以降は新1年生の分だけ購入し、卒業時に卒業生へ配布。

3 予算

PTA会費(教育振興費)

4 保管場所

学校内で協議中

令和5年度 P T A 会 計 予 算 書(案)

岡山県立津山工業高等学校PTA

【収 入】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	備 考
繰越金	1,079,248	1,568,918	△ 489,670	前年度からの繰越
特別教育振興費	912,000	964,000	△ 52,000	@4,000×228名(新入生)
会 費	4,944,000	5,013,600	△ 69,600	@7,200×661名+教職員会費184,800円
実験実習費	3,172,800	3,225,600	△ 52,800	@4,800×661名
雑収入	52	82	△ 30	預金利息等
合 計	10,108,100	10,772,200	△ 664,100	

【支 出】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	備 考
(目) 運 営 費	1,400,000	1,800,000	△ 400,000	
(節) 旅 費	300,000	350,000	△ 50,000	PTA役員会、クラス費監査出席者等旅費
需 用 費	300,000	400,000	△ 100,000	PTA新聞印刷代、消耗品等
役 務 費	50,000	50,000	0	39メール年間利用料、PTA活動用郵券等
負 担 金	250,000	300,000	△ 50,000	全国PTA連合会負担金、大会参加費等
会 議 費	50,000	50,000	0	会議用お茶代等
慶 弔 費	100,000	200,000	△ 100,000	香料・生花代
生徒指導費	350,000	450,000	△ 100,000	生徒指導関係諸費
(目) 教育後援費	5,480,000	5,730,000	△ 250,000	
(節) 旅 費	50,000	50,000	0	会議・研修会等出席旅費
需 用 費	600,000	650,000	△ 50,000	行事用・授業用・管理用消耗品等
役 務 費	500,000	600,000	△ 100,000	団体傷害保険、諸会費振分手数料等
負 担 金	400,000	430,000	△ 30,000	各種負担金
図 書 費	1,000,000	1,200,000	△ 200,000	生徒用書籍・雑誌・資格取得用問題集等
保 健 衛 生 費	80,000	100,000	△ 20,000	保健関係書籍・保健室用消耗品等
体 育 費	150,000	200,000	△ 50,000	体育授業用教材・消耗品等
人 件 費	2,700,000	2,500,000	200,000	PTA職員等給与、社会保険料
(目) 実験実習費	3,172,800	3,225,600	△ 52,800	
(節) 建 築 科 費	542,400	547,200	△ 4,800	実験実習用諸費 @4,800 × 113 名
土 木 科 費	480,000	504,000	△ 24,000	" @4,800 × 100 名
機 械 科 費	513,600	542,400	△ 28,800	" @4,800 × 107 名
工業化学科費	576,000	571,200	4,800	" @4,800 × 120 名
デザイン科費	542,400	537,600	4,800	" @4,800 × 113 名
ロボット電気科費	518,400	523,200	△ 4,800	" @4,800 × 108 名
(目) 予 備 費	55,300	16,600	38,700	
(節) 予 備 費	55,300	16,600	38,700	
合 計	10,108,100	10,772,200	△ 664,100	

※科目間の移用は妨げない。

令和5年度 教育振興費予算書(案)

「収入」

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減(△)	摘 要
繰越金	1,544,952	1,244,581	300,371	前年度から繰越
教育振興費	1,983,000	2,016,000	△ 33,000	年額 3,000円×661名
雑収入	48	19	29	預金利息他
合 計	3,528,000	3,260,600	267,400	

「支出」

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減(△)	摘 要
教育振興費	3,528,000	3,260,600	267,400	防災セット グラウンド整備費 設備整備費
合 計	3,528,000	3,260,600	267,400	

令和5年度 学校経営計画書

津山工業高等学校

校訓 至誠貫行 「清い心で粘り強くやりぬく」

I スクール・ミッション（美作地区唯一の工業高校としての使命、存在意義）

専門知識と技術・技能を習得させる工業高校として、他者と協議してものづくりに取り組むことや地域等と連携した活動により、社会の変化に対応する力や確かな勤労観、職業観を育む教育活動を通して、それぞれの専門分野で主体的に活躍し、社会の発展に貢献する人材の育成を目指す。

II 本校のビジョン（目指す姿、本校の将来像）

- 1 生徒と教員が様々な場면을共有する中で、高校時代に多くの豊かな経験のできる学校になる。
 - ・生徒・保護者との信頼関係を構築し、生徒が躍動する場면을創出する。
- 2 地域の人々との交流活動により、地域から愛される生徒になる。
 - ・産学官の連携をより充実させ、地域が求める人材を育成する。
- 3 技術の習得や資格取得に励み、仲間と協力して本物のものづくりに取り組む生徒になる。
 - ・コンクールや競技会へ挑戦する楽しさや資格取得の意義を伝える。
- 4 生徒の活動や学校の取組を通じ、生徒の姿が地域に浸透する学校になる。
 - ・生徒の活動する姿を地域に伝え、地域と共に歩みを進める。

III 学校経営目標（本年度の重点項目）

- 1 良き職業人となる
 - ・挨拶、身だしなみ、言葉遣いなど社会人としてふさわしい振る舞いができるようビジネスマナーを身につけさせる。
- 2 社会で通用する豊かな力を身につける。
 - ・Google WorkspaceなどのICTを積極的に活用し、個に応じた学習環境を整え自主的に課題を解決できる力を育成する。
 - ・生徒が興味を持って取り組めるような、魅力ある授業づくりを行う。
- 3 地域との連携と保護者・地域への情報発信
 - ・地域や企業等と連携し、学習活動での地域人材の活用や、地域における活動の場の確保に努める。
 - ・保護者との信頼関係が構築できるような情報発信の仕組みづくりを行うとともに、タイムリーに保護者・地域に情報発信をしていく。

交通安全教育の徹底について

提 案 要 旨

今年度も新1年生を迎えて間もない時期に、岡山県高等学校PTA連合会の「高校生運転免許取得及びオートバイ使用等に関する申し合わせ」事項に合わせて、生徒指導に関する下記決議の再確認をいただき、学校と家庭が相携えて、強力な指導を徹底し、本校生徒のより健全な育成を期したいと思います。

決 議

本校生徒の生命を尊重する観点から、岡山県高等学校PTA連合会の申し合わせ事項に合わせて、交通安全教育に関する学校の基本方針と、これに基づく校規・校則を、保護者の立場から改めて確認し、学校と保護者の強力な連携による指導を徹底し、交通事故・違反の絶滅を期することを決議します。

令和5年4月26日

岡山県立津山工業高等学校PTA

岡山県高等学校PTA連合会申し合わせ

岡山県高等学校PTA連合会会長

高校生の運転免許取得及びオートバイ使用等に関する申し合わせ

1. 高校生のオートバイの免許取得並びに使用を原則として禁止することを申し合わせる。
2. やむを得ず免許を取得し、または使用しようとする場合は、学校長の許可を受ける。
3. 許可を受けてオートバイを使用する場合には、交通規則を厳守させると共に、次の事項を守らせる。
 - (1) 許可された目的以外に使用しない。
 - (2) 深夜運転をしない。
 - (3) 2人乗りをしない。
 - (4) ヘルメットを着用する。
 - (5) 友人間で貸し借りをしない。
4. 使用許可を受けた場合、保護者は前項に常に注意するとともに、車の管理並びに整備について責任をもつ。
 - (付) 普通車の免許取得については学校の指導のもとに行い、免許取得後も在学中は運転をさせない。

交通安全基本方針

「3 + 1 ない運動」の推進（美作地区高等学校PTA連合会申し合わせ）

1. 運転免許は取らせない。
2. 四輪・オートバイには乗らせない。
3. 四輪・オートバイは買わせない。

+ 1. 子供の要求に負けない。

交通に関する規定（抜粋）

第2条 原動機付自転車・自動二輪車免許取得について

- 1 原動機付自転車・自動二輪車免許の取得は許可しない。無許可で運転免許を取得した場合、特別指導を行う。ただし、卒業以前に免許証が交付されたときは、免許証を学校が封印して保護者に返却し、卒業までその使用を禁止する。なお、次の場合には、審議の上、原動機付自転車免許の取得を許可することがある。
 - (1) 通学において、自宅より津山市内へ直接乗り入れる交通機関の最寄の駅又はバス停までの距離が4 km以上あり、交通が極めて不便な場合。
 - (2) 最寄の駅・バス停までの距離が4 kmに足りなくても、急坂が1.5 km以上ある場合、2.5%以上の坂道が3 km以上ある場合は、運転免許取得審議会で検討し、特別に許可する場合がある。
(注) 急坂とは勾配が5%以上の坂のことを示す。
 - (3) その他特別の理由で、是非必要と認められる場合。
- 2 第2条-1の免許の取得は、長期休業中等、学校の授業や行事に支障をきたすことのない期間とする。免許取得のために学校を欠席、遅刻、早退等をした場合、特別指導を行う。
- 3 免許証の写真は必ず制服を着用のこと。また、免許の交付を受けたら早急に担任、当該科指導係、生徒課に届け出て、通学手続き他、所定の手続きをすること。
- 4 運転免許の取得後は、許可条件の使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、交通違反、交通事故を起こさないよう十分注意すること。
- 5 その他、別に定める「交通に関する規定」をよく守ること。

第3条 普通・準中型自動車免許取得について

- 1 普通・準中型自動車運転免許取得のための教習は、卒業学年の第2学期中間考査終了後からとする。ただし、卒業以前に免許証が交付されたときは、免許証を学校が封印して返却し、卒業までその使用を禁止する。
- 2 教習所の入所予約の許可期限については別に定める。それ以前の申し込みは認めない。
- 3 あくまで学校の授業や行事が最優先とすることを認識し、免許取得のために学校を欠席、遅刻、早退等をしないこと。ただし、入所式、仮検定、卒業検定、学科試験の場合は申し出により考慮する（この場合は欠席扱いとする）。また、入所後、考査前日から考査終了までは教習を認めない。
- 4 その他、別に定める「交通に関する規定」をよく守ること。

令和5年3月20日

岡山県立津山工業高等学校保護者 各位

岡山県立津山工業高等学校
校 長 高林 康德
P T A会長 清水 誠治

自転車のヘルメット着用努力義務化と自転車保険加入について

早春の候、保護者の皆様におかれましては益々御隆昌のこととお喜び申し上げます。

さて、改正道路交通法の施行に伴い4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます。

道路交通法第63条の11第1項に、「**自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。**」と明記されます。ヘルメット未着用の場合の罰則規定はありませんが、ヘルメット未着用の場合、生命への危険性が増大します。また、事故発生時には損害算定等で不利益を被るなどの可能性もあります。

つきましては、本校ではヘルメット着用を推奨します。保護者の皆様におかれましても御理解と御協力をお願いいたします。なお、津山警察署によるとヘルメットは、SGマーク、CEマークなどの適合品が良いとのことです。

保険については、本校生徒全員が「生徒・P T A賠償責任保険」、「P T A団体傷害責任保険」に加入をしておりますが、これらは自転車保険に特化したものではありません。自転車保険については、既に全国30の都道府県で加入が義務化されており、県内では岡山市が義務化となっております。裁判でも、高額な賠償を命じられた事例も発生しています。自転車保険の加入についても併せて御検討ください。

【本件担当】

岡山県立津山工業高等学校
生徒課長 下野 優児
指導班長 芦田 哲明

令和4年度冷暖房費決算書

【収入】

(単位：円)

	予算額	収入済額	差引増減	摘 要
繰越金	15,779,862	15,779,862	0	前年度からの繰越金
会費	3,225,600	3,211,200	△ 14,400	@ 4,800 × 672人一生徒異動分14,400円
雑入	38	459,063	459,025	預金利息 岡山県増額負担分 (458,923円)
計	19,005,500	19,450,125	444,625	

【支出】

(単位：円)

	当初予算額	移用額	予算現額	支出済額	残額	摘 要
冷暖房代	2,854,932	50,000	2,904,932	2,902,161	2,771	空調一括サービス代 1,715,532円 空調電気代 1,127,229円 保安管理業務委託料 59,400円
予備費	16,150,868	△ 50,000	16,100,868	0	16,100,868	
計	19,005,800	0	19,005,800	2,902,161	16,103,639	

収入		支出		次年度へ繰越
19,450,125	-	2,902,161	=	16,547,964

令和5年4月26日

令和4年度会計決算について、監査を実施した結果、適正に処理されていることを認めます。

監事 清原孝二 
 監事 多木和美 

令和5年度冷暖房費予算書(案)

【収入】

(単位:円)

	予算額	前年予算額	差引増減	摘 要
繰越金	16,547,964	15,779,862	768,102	前年度からの繰越金
会費	3,172,800	3,225,600	△ 52,800	@ 4,800 × 661人
雑入	36	38	△ 2	預金利息 等
計	19,720,800	19,005,500	715,300	

【支出】

(単位:円)

	予算額	前年予算額	差引増減	摘 要
冷暖房代	3,093,104	2,854,932	238,172	空調サービス料金 @ 142,961 × 12 ヶ月 = 1,715,532 円 電気料金 @ 110,000 × 12 ヶ月 = 1,320,000 円 自家用電気工作物保安業務委託料金 57,572 円
予備費	16,627,696	16,150,568	477,128	
計	19,720,800	19,005,500	715,300	

※科目間の移用を妨げない。

令和4年度進路指導費決算書

【収入】

(円)

	予算額	収入済額	差引増減	摘 要
繰越金	1,187,569	1,187,569	0	前年度からの繰越金
進路指導費	1,209,600	1,209,600	0	@1,800 × 672 名
雑収入	31	8	△ 23	預金利息
計	2,397,200	2,397,177	△ 23	

【支出】

(円)

	当初予算額	移用額	予算現額	支出額	残額	摘 要
報償費	200,000		200,000	0	200,000	
旅費	200,000		200,000	0	200,000	
需用費	1,800,000		1,800,000	1,677,504	122,496	進路コピー代・進路指導関係書籍 ・基礎力診断テスト・消耗品等
予備費	197,200		197,200	0	197,200	
計	2,397,200	0	2,397,200	1,677,504	719,696	

$$\begin{array}{rclclcl}
 & \text{収入} & & \text{支出} & & \text{次年度へ繰越} \\
 2,397,177 & - & 1,677,504 & = & 719,673
 \end{array}$$

令和5年4月26日

令和4年度会計決算について、監査を実施した結果、適正に処理されていることを認めます。

監事 道満 裕典 

監事 西村 恵子 

令和5年度進路指導費予算書(案)

【収入】

(単位:円)

	予算額	前年予算額	差引増減	摘要
繰越金	719,673	1,187,569	△ 467,896	前年度からの繰越金
会費	1,189,800	1,209,600	△ 19,800	@ 1,800 × 661人 = 1,189,800円
雑入	27	31	△ 4	預金利息等
計	1,909,500	2,397,200	△ 487,700	

【支出】

(単位:円)

	予算額	前年予算額	差引増減	摘要
報償費	300,000	200,000	100,000	外部講師等謝金
旅費	400,000	200,000	200,000	外部講師等旅費・進路指導関係旅費
需用費	1,000,000	1,800,000	△ 800,000	進路指導室コピー代・進路指導関係書籍等
予備費	209,500	197,200	12,300	
計	1,909,500	2,397,200	△ 487,700	

※科目間の移用を妨げない。

令和4年度 部活動推進費会計決算書

岡山県立津山工業高等学校

【収入】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	収入済額	差引増減	備 考
繰 越 金	13,202,335	13,202,335	0	前年度から繰越
会 費	6,451,200	6,422,400	△ 28,800	@9,600×672名 - 生徒異動等 28,800円
雑 収 入	65	89	24	預金利息
合 計	19,653,600	19,624,824	△ 28,776	

【支出】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	支出済額	残 額	備 考
生 徒 派 遣 費	7,000,000	2,763,012	4,236,988	中国・全国大会派遣費 遠征試合等派遣費補助 強化指定選手練習・合宿費補助
生 徒 引 率 費	3,500,000	1,512,616	1,987,384	大会引率旅費 遠征試合等引率旅費
登 録 料	400,000	233,658	166,342	各部活動高体連等登録費
光 熱 ・ 維 持 費	300,000	153,967	146,033	グラウンド電気代等
予 備 費	8,453,600	7,749,280	704,320	トレーニング機器一式
合 計	19,653,600	12,412,533	7,241,067	

収入 19,624,824 支出 12,412,533 = 7,212,291 (次年度に繰越)

令和5年4月26日

令和4年度会計決算について、監査を実施した結果、適正に処理されていることを認めます。

監事 西村 恵子 

監事 清原 孝二 

令和5年度 部活動推進費会計予算書(案)

【収 入】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	備 考
繰 越 金	7,212,291	13,202,335	△ 5,990,044	前年度から繰越
会 費	6,345,600	6,451,200	△ 105,600	@9,600×661名
雑 収 入	9	65	△ 56	預金利息
合 計	13,557,900	19,653,600	△ 6,095,700	

【支 出】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	備 考
生 徒 派 遣 費	6,000,000	7,000,000	△ 1,000,000	中国・全国大会派遣費等
生 徒 引 率 費	3,000,000	3,500,000	△ 500,000	大会引率旅費 遠征試合等引率旅費
登 録 料	400,000	400,000	0	各部活動高体連等登録費
光 熱 ・ 維 持 費	300,000	300,000	0	グラウンド電気代等
予 備 費	3,857,900	8,453,600	△ 4,595,700	
合 計	13,557,900	19,653,600	△ 6,095,700	

*科目間の移用は妨げない

出席停止について

次の感染症にかかると出席停止となります。学校への連絡と、登校時に学校所定の治癒証明書の提出をお願いしています。

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※登校を再開するには治癒証明書を医師に記入してもらい、学校へ提出することで登校できるようになります。登校を再開する日の朝、生徒が学校へ持参してください。

【新型コロナウイルス感染症については治癒証明及び陰性証明は求めません。】

※治癒証明書は以下の方法で

- ・津工ホームページからダウンロードできるので印刷する。
- ・保護者が学校へとりに来る。
- ・担任に連絡し、FAXで送ってもらう。

日本スポーツ振興センターへの加入について

岡山県立津山工業高等学校

本校では、在学する児童生徒等の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒等が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒等の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、本校ではもれなく加入に同意されることを希望します。

加入に同意くださる方は、次頁の同意書にご記入の上、学校長に提出してください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令(政令、省令、通達等)に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、令和3年1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で生じた事由による負傷、給食による中毒その他疾病(ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの)の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中(特別活動中を含む)
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中(登下校中)
- ⑤ 寄宿舎にあるとき

2 給付金額

① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)が支給されます。

初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上(したがって、医療保険でいう被扶養者(家族)で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの)の場合が給付の対象となります。

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められています。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

- ② 障害見舞金 障害の程度に応じて、4,000万円(1級)から88万円(14級)が給付されます。
(通学中の場合は、2,000万円から44万円)
- ③ 死亡見舞金 3,000万円が給付されます。
(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500万円)

3 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付(例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度)等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 高等学校の生徒及び高等専門学校(高専)の学生が、故意又は自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部を行わない場合があります。

4 共済掛金(年額)

保護者等負担額 1,760円

※負担金額は年額です。

*これは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を記載したもの

令和
5年度

全国高P連

年間掛金
400円×生徒数
(生徒数×9円の制度
維持費を含みます)

賠償責任補償制度のご案内

連合会加盟校の
約**59%**が
加入済!!

全国高P連 賠償責任補償制度が選ばれる理由!!

Point
1

児童・生徒の賠償責任に特化! 24時間補償で安心!

✓ 学校内・学校外・プライベート中も補償! ✓ 24時間補償! ✓ 最高1億円補償

Point
2

PTA管理下の事故におけるPTAに対する賠償責任も補償!

✓ 生徒だけでなくPTAが賠償責任を問われた場合も補償

Point
3

学校(PTA)単位での加入で安心&簡単!

✓ 掛け漏れなしで安心 ✓ 事務手続きも一括でOK

補償内容

「もしも」のときの経済的負担を補償します。

児童・生徒
賠償責任

日本国内における
生徒の行為に起因する
賠償責任を24時間補償します。

PTA
賠償責任

より充実したPTA活動をサポートします。

PTA管理下における日本国内での
PTA活動の遂行に起因する賠償責任
およびPTAの借用している財物損壊等
に対する賠償責任を補償します。

Q 補償を受けることができるのは?

生徒およびその親権者等の法定監督義務者

Q どんなときに補償されるの?

例えば、以下のような事例があります。

- 生徒が休み時間にふざけてガラスを割った。
- 生徒が自転車に乗っていて、誤ってお年寄りにつぶかりケガをさせた。
- 生徒が買い物中に誤って店の商品を壊した。

登下校中や休日などに起きた事故まで**24時間補償**されます!



Q 補償を受けることができるのは?

PTA

Q どんなときに補償されるの?

例えば、以下のような事例があります。

- 対人・対物: PTAの催しで会場設備の不備により来場者にケガをさせた。高校敷地内でPTAの奉仕活動中、除草作業で石を跳ね学校のガラスを破損。
- 保管物: PTA総会で使用するために借用した設備を誤って落として壊した。

PTA活動従事者であれば、教職員もPTA団体の構成員として補償の対象となります!
※教職員の行為によりPTAが負う賠償責任のことであり、教職員個人の責任を補償するものではありません。



Q 支払限度額は?

支払限度額 (対人・対物合算)	1事故につき	1億円
免責金額 (自己負担額)	1事故につき	5千円



Q 支払限度額は?

支払限度額	対人・対物		保管物	
	対人	1名につき	5千円	加害者1名につき
	1事故につき	5億円	保険期間中	500万円(*)
対物	1事故につき	5千円	1事故につき	5千円
免責金額 (自己負担額)	対人・対物それぞれ	1千円		
	1事故につき			

(*) 加入生徒数が50名未満のPTAの場合、保険期間中の支払限度額は10万円×加入生徒数です。

補償期間(保険期間)

新規加入PTA 令和5年4月1日(土)午前0時~令和6年4月1日(月)午後4時

更新PTA 令和5年4月1日(土)午後4時~令和6年4月1日(月)午後4時

中途加入の場合は、加入申込をした翌月の1日午前0時~令和6年4月1日午後4時です。

⚠️ ご注意

児童・生徒賠償責任

賠償責任補償制度の補償範囲 賠償責任補償制度が対応している範囲です。

事故発生場所	学校管理下外 (日常生活中)	学校管理下 (*1)
主な責任主体	児童・生徒・およびその法定監督義務者	
補償の対象と範囲	[24時間]の補償	
事故の原因	故意	× (支払対象外)
	過失・ 不可抗力	○ (支払対象)
		学校の管理責任「あり」 × (支払対象外) (*2)
		学校の管理責任「なし」 ○ (支払対象) (*2)

(*1) 「学校管理下」・・・「登校から下校までの全ての時間（休み時間中・課外活動中も含みます）」が学校管理下となります。
 (*2) 「学校の管理責任」・・・日常的な指導状況や事故現場において適切な注意が払われていたかどうか等を総合的に勘案の上、責任の有無や責任の割合を判断致します。

けんかによる加害事故

➔けんかによる加害事故については、本人の故意によるものとみなされることが多く、その場合は補償の対象となりません。

アルバイト中の事故

➔会社や店で業務に従事中に発生した賠償責任は使用者である会社側が負うのが一般的ですが、生徒個人の過失が認められた部分については補償の対象となります。

PTA賠償責任

- [PTA]とは、保護者と教職員で構成される団体をいい、生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、生徒の校外における生活の指導、もしくは地域における教育環境の改善・充実をはかるため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行うものをいいます。
- [PTA管理下]とは、PTAの指揮、監督または指導下において「PTA活動」を行っている間をいいます。ただしPTAの構成員であるPTA会員および生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。
- [PTA活動]とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動または実践活動であって、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。

補償の対象とならない場合(主なもの) 児童・生徒賠償責任

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑤被保険者と同居する親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対する賠償責任（例：借用中のパソコンを壊した）
- ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑧日本国外で生じた事故に起因する損害
- ⑨他人との特別の約定により加重された賠償責任 等

PTA賠償責任

共通

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④日本国外のPTA活動で生じた事故に起因する損害
- ⑤他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ⑥PTA活動終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等

PTA活動の遂行に伴う賠償責任のみ

- ⑦自動車、原動機付自転車または車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑧PTAの占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任
- ⑨PTAが所有、使用または管理する施設の修理、改築または取壊しなどの工事に起因する賠償責任

保管物に係わる賠償責任のみ

- ⑩被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任

本制度の加入について

本制度は単位PTAごと一括して加入いただき、保護者がPTA会員の生徒全員を補償するものですので、加入申込は単位PTAの担当者が一括して行います。（各単位PTAの申込担当の方は、別途配布しております「手引き」を十分ご確認のうえ、お手続きください。）
 なお、一旦加入した後は、単位PTAより所定の期日までに更新しない旨の申し出があるか、保険会社より連絡がない場合、引き続き毎年自動更新されます。（原則として契約者である全国高P連にて保険会社に対して更新手続きを行います。）

ホームページでは、賠償責任補償制度について詳しくご紹介しております。

全国高P連  検索
<http://www.zenkoupren.org/index.html>



このチラシはPTA賠償責任保険の概要を説明したものです。保険の内容は「全国高P連賠償責任補償制度の手引き」および「手引き」に掲載している保険約款をご覧ください。ご不明の点がございましたら下記までお尋ねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このチラシの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●補償内容についてのお問い合わせ窓口

(引受幹事保険会社)
東京海上日動火災保険株式会社 TEL.0120-889-980
 担当課 公務第二部文教公務室
 (共同引受保険会社)
 AIG損害保険株式会社 TEL.03-6848-8480
 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03-3259-4061
 損害保険ジャパン株式会社 TEL.03-3349-9588

●制度についてのお問い合わせ窓口

一般社団法人 全国高等学校PTA連合会
 東京都千代田区神田佐久間町2-1 奥田ビル301
 TEL.03-5835-5711

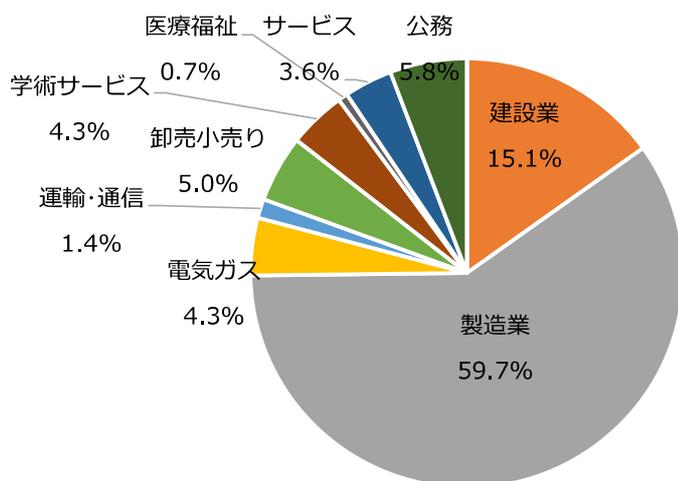
令和4年度 進路状況

進路状況全般

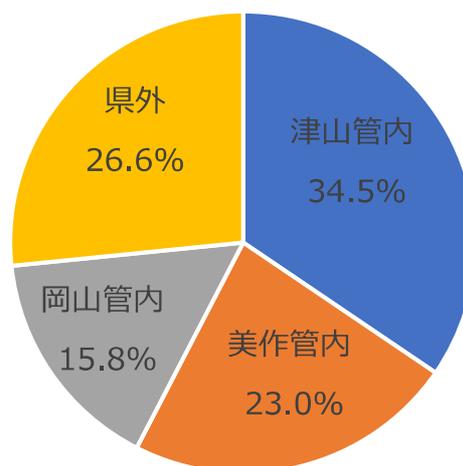
【令和4年度 3年生進路状況】

3年 在籍数	就 職 関 係													進 学 関 係					③ 其 他	
	一 就 職 希 望 者 数	学 校 紹 介 合 計								自 己 就 職					進 学					
		① 内 定 者 総 数	内 定 者 数				内 定 率 [%]	② 総 数	決 定		③ 公 務 員	④ 就 職 未 定 者	⑤ 大 学	決 定		⑧ 未 定				
			津 山	美 作	管 外	県 外			県 内	県 外				⑥ 短 大 ・ 高 専	⑦ 専 門					
男	160	110	102	102	36	20	12	34	100	0	0	0	8	0	50	16	0	34	0	0
女	63	29	29	29	12	12	2	3	100	0	0	0	0	0	32	8	2	22	0	2
合計	223	139	131	131	48	32	14	37	100	0	0	0	8	0	82	22	2	56	0	2

【産業別就職状況】



【地域別就職状況】



【公務員】

種類	人数	
岡山県警察官	1	
津山市役所	2	
鏡野町役場	1	
自衛官	2等陸士	1
	曹候補生	3

【進学先一覧】

4年制大学	進学者数	短期大学	進学者数	専修・各種学校	進学者数
創価大学	1	中国短期大学	1	理美容・メイク	3
大阪芸術大学	1	美作大学短期大学	1	服飾・ファッション	2
大阪工業大学	5	計	2	公務員・事務・会計	6
大阪産業大学	4			語学	1
近畿大学	1	専修・各種学校	進学者数	調理・製菓	1
大阪経済法科大学	1	建築	3	デザイン・美術・イラスト	12
京都美術工芸大学	3	自動車・鉄道・航空	8	放送・俳優・歌手	3
姫路獨協大学	2	情報・電子・電気	9	動物	1
兵庫大学	1	医療・福祉・スポーツ	7	計	56
美作大学	1				
岡山商科大学	1				
岡山理科大学	3				
計	24				

【過去5年間の求人状況】

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全体	362	766	541	925	1136
県内	243	423	368	433	502
県外	119	337	173	492	634

【過去5年間の進路状況】

1. 進路状況の変化

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
卒業者数	276	268	215	222	223
進学	90 (32.6%)	88 (32.8%)	79 (36.7%)	95 (42.8%)	82 (36.8%)
就職	180 (62.5%)	171 (63.8%)	131 (60.9%)	121 (54.5%)	139 (62.3%)
*公務員 (就職に含まれる)	*12	*4	*7	*6	*8
その他	6 (6.2%)	9 (3.4%)	5 (2.3%)	6 (2.7%)	2 (0.9%)

2. 進学状況の変化

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
進学者数	90	88	79	95	82
大学	34 (37.4%) (国公立:0)	35 (39.8%) (国公立:0)	31 (39.2%) (国公立:1)	30 (31.6%) (国公立:3)	24 (29.3%) (国公立:0)
短大	1 (1.1%)	2 (2.3%)	6 (7.6%)	1 (1.1%)	2 (2.4%)
高专	1 (1.1%) (国公立:1)	0	0	4 (4.2%) (国公立:3)	0
専修学校	62 (68.9%)	51 (57.9%)	42 (53.2%)	60 (63.2%)	56 (68.3%)

3. 就職状況の変化

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
就職者数	163	161	131	109	139
県内					
津山・美作	103 (63.25%)	92 (57.1%)	73 (55.7%)	57 (52.3%)	83 (59.7%)
その他県内	28 (17.2%)	40 (24.9%)	28 (21.4%)	22 (20.1%)	19 (13.7%)
県外					
中国・四国	8 (4.9%)	5 (3.1%)	6 (4.6%)	6 (5.5%)	8 (5.8%)
近畿・関西	18 (11.0%)	17 (10.6%)	17 (13.0%)	14 (12.8%)	16 (11.5%)
関東・中部	6 (3.7%)	7 (4.3%)	7 (5.3%)	10 (9.2%)	12 (8.6%)
九州・沖縄	0	0	0	0	1 (0.7%)

今後(新年度以降)の食堂運営について

1 食堂の状況

今年度、食堂を請け負っていた業者「ホーユー」が契約解除となりました。そのため、購買運営委員会では、令和5年度以降の運営方針について協議しました。近年の寮生・本校生徒の食事の利用状況は、売り上げに關すれば厳しい状態ですが、次年度も引き続き食堂を運営する方向で動くこととなりました。食堂運営を引き受ける業者を探すも条件に合う業者が見つからない状態です。

生徒・職員に対するアンケートの結果は、概ね継続の回答でした。このため、以下の内容で今後の食堂運営を進めていきたいと考えております。

2 新運営方法

本校購買による運営としたい。

理由

- ①令和4年度の売上額(食券で売れた分・寮生その他)、学校が負担する光熱水費・購買負担額をもとに試算を算出し検討した結果、利益はすぐには見込めないが購買に含めていけば、運営を継続できる状況と考えている。
- ②業者契約での運営となれば、学校負担の費用も大きくなり厳しい状況(撤退含)が考えられる。
- ③売り上げ増につながる販売方法(持ち帰り・パン)を工夫する。
- ④他校でこのような運営を行っている学校もある。

3 今後について

購買の理事長は、PTA会長です。食堂継続のご意向から了承をいただきました。

調理人の確保(2名)を急ぎます。今年度お世話になった2名の方はじめ可能性のある方を探していきます。本校購買が採用するかたちとなります。契約条件(時給・勤務時間)等を整えていきます。

しかし5月現在は調理人確保に至らず運営できておりません。寮生の食事は弁当で、他の生徒は営業できるまで食堂利用をなしとしています。準備出来次第、食事を用意します。また、購買でのパン販売も検討中です。運営しながら改善点を工夫し少しでも売り上げが上がるよう努めて参ります。

令和4年度 図書館活動報告

(1) 決算

決算	費目	内訳	収入	支出	残金	
	PTA	需用費	¥1,200,000	¥1,200,000	¥22,236	/
		図書費			¥795,369	/
		視聴覚費			¥0	/
		定期刊行物費			¥382,375	/
		小計			¥1,199,980	¥20
	県費	図書費	¥551,000	¥551,000	¥516,230	/
		需用費			¥34,677	/
		小計			¥550,907	¥93
	学校経営予算	図書費		¥99,230	¥99,190	¥40
合計			¥1,850,230	¥1,850,077	¥153	

(2) 分類別蔵書冊数

	前年度末	R4年度増加冊数		除籍前総数 (a)	除籍冊数 (b)	年度末蔵書冊数 (a - b)	全蔵書に対 する%
		PTA	その他				
0 (総記)	2,545	18	28	2,591	7	2,584	9.9
1 (哲学)	664	24	22	710	68	642	2.4
2 (歴史)	1,610	43	11	1,664	54	1,610	6.1
3 (社会)	2,473	57	62	2,592	171	2,421	9.2
4 (自然)	1,588	33	37	1,658	108	1,550	5.9
5 (技術)	3,641	65	68	3,774	202	3,572	13.6
6 (産業)	606	15	15	636	66	570	2.2
7 (芸術)	3,988	91	22	4,101	88	4,013	15.3
8 (言語)	713	11	15	739	54	685	2.6
9 (文学)	9,308	181	80	9,569	384	9,185	35.0
小計	26,367	538	360	27,265	1,202	26,063	99.4
その他	265	238	7	510	340	170	0.6
計	26,632	1,143		27,775	1,542	26,233	100.0

(3) 利用状況

- ①年間貸出冊数：4,392冊（前年度：4,716冊）
- ②図書館・視聴覚授業利用数：図書館129時間 視聴覚室520時間（全18クラス）
（前年度：図書館146時間 視聴覚室441時間）

(4) 活動状況

- ①広報：図書だより「Libro」生徒向け年10回（8月,3月を除く）、教職員向け年3回発行
- ②行事：図書委員による活動
- ・朝読書（通年実施）：各クラス15冊ずつ学級文庫を選定・管理
 - ・ブックハンティング（10月・喜久屋書店）
 - ・美作地区図書委員会交流会（7月・津山工業高校図書館）
 - ・峰南祭文化の部／展示参加（11月／POP展示）
- ③校誌峰南の発行（3月）

岡山県立津山工業高等学校PTA会則

(名称)

第1条 本会は岡山県立津山工業高等学校PTAと称し、事務所を同校におく。

(目的)

第2条 本会は本校教育の充実発展と生徒の福利増進を図ることを目的に、次の事業を行う。

- 1 生徒の教育学習上の助成に関する事。
- 2 生徒の体位向上及び保健衛生に関する事。
- 3 教育施設・設備の充実と教育環境の整備に関する事。
- 4 生徒並びに会員の研修に関する事。
- 5 生徒の部活動の振興に関する事。
- 6 教職員生徒の福利厚生に関する事。
- 7 その他この会の目的を達成するために必要な事。

(組織)

第3条 本会は生徒の保護者及び本校職員を会員として組織する。

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 4名 (内1名は学校長) |
| 幹 事 | 3名 会長が副校長、教頭、事務部長に委嘱する。 |
| 監 事 | 5名 (内2名は学校職員) |
| 会長、副会長、監事は選考委員会において選考し、総会の承認を得るものとする。 | |
| 但し、選考委員会は設置学科より各1名あて会長が委嘱する。 | |
| 評議員 | 会員の中から会長が委嘱する。 |
| 書 記 | 若干名 会員の中から会長が委嘱する。 |

(役員任期)

第5条 役員任期は1カ年とする。但し再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 本会の役員職務は次のとおりとする。

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 会 長 | 会務を総理する。 |
| 副会長 | 会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。 |
| 幹 事 | 会長の委嘱を受け、会の常務を処理する。 |
| 監 事 | 会長の招集に応じ、会務の重要事項を審議及び会計を監査する。 |
| 評議員 | 会長の招集に応じ、会務の重要事項を審議する。 |
| 書 記 | 会長の委嘱を受け、庶務経理等の会務を処理する。 |

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わるものとする。

(会費)

第8条 本会の経費は、会費、寄附金その他収入をもってあてる。

第9条 本会の会計は岡山県財務会計規則に準じ処理するものとし、その専決処理は、会長が校長に委嘱する。

第10条 本会の財産は適正な方法によって之を管掌する。

第11条 本会の会費は、生徒1人につき、一カ年7,200円とする。

(資産の流用)

第12条 P T Aの資産は、第2条の目的達成のため以外には、これを使用してはならない。

(会計監査)

第13条 本会の会計は少なくとも年2回は監事の監査を受けなければならない。

(会議)

第14条 本会は次の会議を開く。

- 1 総会 毎年1回開催する。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。
(本会の決議はすべて出席会員の過半数をもって決議する。)
附議する事項は次のとおり
(1) 事業報告、決算の承認
(2) 事業計画、予算、会議の審議決定
(3) 役員を選出
(4) 規約の変更
(5) その他必要な事項
- 2 評議員会 必要に応じて会長が招集する。
評議員会では次の事項を処理する。
(1) 総会議案の審議
(2) 主要な事業の実施
(3) 予算の更正
(4) その他緊急に処理を要する事項(この場合、次の総会で承認を得ることとする。)
- 3 委員会 必要に応じて部長が招集する。

附 則

第1条 本会は会則第2条の目的達成のため、総務部、文化体育部、補導部、学校保健部、進路指導部の5部をおき、各部に委員会を設けることができる。

第2条 各部に部長1名、副部長2名及び委員若干名をおき、副部長1名は学校職員中より、他は、評議員中より会長が委嘱する。

第3条 本会は各部において、次の事業を行う。

- 1 総務部 総会に関する事項、予算経理に関する事項、教育内容の向上と施設の充実及びその運営に関する事項、いずれの部にも属さない事項
- 2 文化体育部 生徒の文化体育活動に関する事項
- 3 補導部 生徒の補導及び生活指導に関する事項
- 4 学校保健部 学校の保健衛生に関する事項
- 5 進路指導部 進路指導の後援に関する事項

附 則

この会則は、平成10年5月12日から施行する。

附 則

平成18年5月20日	一部改正
平成19年5月19日	一部改正
平成21年5月16日	一部改正
平成26年5月17日	一部改正
平成27年5月16日	一部改正
平成30年5月19日	一部改正
令和3年4月24日	一部改正